

令和4年5月31日までに 犬・猫にマイクロチップを装着済で Fam・JKC・AIPOなどに登録済の 飼い主のみなさまへ



東京都獣医師会

令和4年6月1日以降、犬や猫にマイクロチップを新たに装着した場合は、国のデータベースに登録することが義務になりました。

令和4年5月31日までに犬や猫にマイクロチップを装着しFam・JKC・AIPOなどに登録を済ませている場合は、国のデータベースに登録することが努力義務になりました。

移行登録サイト



<https://www.aipo.jp/transfer>

令和4年5月31日までにFam・JKC・AIPOなどに登録済で、国のデータベースに登録することを希望する方で、

インターネットで登録手続きができる方は
令和4年6月30日までに
「移行登録サイト」から手続きをすれば、
無料で登録データが移行できます。

- 無料移行登録はインターネットでの手続きができる方のみです。紙での手続きを希望される方は別紙の案内をごらんください。
- データの移行登録には、マイクロチップ番号が必要です。マイクロチップ番号がわからない方は、かかりつけの動物病院にご相談ください。
- マイクロチップに関する一般的な問い合わせは…
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度の専用コールセンター
電話番号：03-6384-5320（受付時間：8時00分～20時00分 ※土日祝日可）

■動物病院■

しばさき動物病院